

## 職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり事案及び処分の概要をお知らせします。

### 記

#### 1 懲戒処分年月日

令和8年3月25日（水曜日）

#### 2 職員の所属部局、年代及び職並びに懲戒処分内容

消防本部 30歳代 主任 懲戒処分 「戒告」

#### 3 事案の概要

上記職員は、令和6年10月6日午前10時30分覚知の救助出動で救助工作車を運転し、国道5号下り線を緊急走行で現場に向かう途中、当該車両を中央分離帯及び照明灯に接触させたことで走行不能とし、現場に到着できず、部隊の任務である救助活動ができない状況としたものであります。

#### 4 再発防止等について

市民の安全を守る消防職員が、このような事故を発生させ救助活動に対応できなかったことは、消防機関としてあってはならない事態であり、厳粛に受け止めております。

この度の事故を重く受け止め、再発防止の徹底と信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

○担当 消防本部 総務課長  
消防本部総務課 市内線593  
電話0134-22-9130